

平成 29 年 2 月 6 日

県政記者クラブ各位

福島県産業復興相談センター

福島産業復興機構による債権買取の第 46 号案件の決定について

今般、福島県産業復興相談センターからの債権買取要請に基づき、福島産業復興機構において、債権買取の第 46 号案件を決定しましたので、お知らせいたします。

二重債務問題への対応については、平成 23 年 11 月 29 日、被災事業者の支援にかかる相談体制を構築するため、福島県中小企業再生支援協議会（公益財団法人福島県産業復興センター内）に「福島県産業復興相談センター」を開所しました。また、同 12 月 28 日には、被災事業者の早期の事業再生を支援するため、県、地域金融機関と独立行政法人中小企業基盤整備機構の共同出資により、「福島産業復興機構」を設立しました。

福島産業復興機構では、以下の事業者について、既往債権者との間で債権譲渡契約を締結した後、被災前から負っていた債務にかかる債権の買取等を行い、その元利金の返済を一定期間棚上げすることによって財務内容の改善を図り、金融機関からの新たな資金調達を支援します。

▽事業者・支援の概要

○ 第 46 号案件（平成 29 年 2 月 6 日決定）

福島県中通り地方の小売業者。従業員数 3 名。震災により店舗、什器・備品等に直接被害を受けた他、原発事故の風評被害による売上減・採算悪化など多大な損害を被った。

その後事業を再開したが、既往の金融債務負担が重く、今後の経営再建の障害となっていることから、必要な資金の調達を容易にするために震災前債務について買取支援を行うもの。

新規融資については、地元金融機関が支援。また、買取対象債権には、地元金融機関等のほか政府系金融機関の金銭債権が含まれる。

以 上